（会計参与の選任に関する議案）

第三条　株式の発行会社の取締役が会計参与の選任に関する議案を提出する場合において、当該会社により、又は当該会社のために当該株式について議決権の代理行使の勧誘が行われるときは、参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

［一～四　略］

五　候補者と当該会社との間で補償契約を締結しているとき又は補償契約を締結する予定があるときは、その補償契約の内容の概要

六　候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しているとき又は当該役員等賠償責任保険契約を締結する予定があるときは、その役員等賠償責任保険契約の内容の概要

七　［略］

（監査役の選任に関する議案）

第四条　株式の発行会社の取締役が監査役の選任に関する議案を提出する場合において、当該会社により、又は当該会社のために当該株式について議決権の代理行使の勧誘が行われるときは、参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

［一～六　略］

七　候補者と当該会社との間で補償契約を締結しているとき又は補償契約を締結する予定があるときは、その補償契約の内容の概要

八　候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しているとき又は当該役員等賠償責任保険契約を締結する予定があるときは、その役員等賠償責任保険契約の内容の概要

九～十一　［略］

2　前項に規定する場合において、株式の発行会社が他の者の子会社等であるときは、参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

［一・二　略］

三　候補者が過去十年間に当該他の者の業務執行者であったことを当該会社が知っているときは、当該他の者における地位及び担当

3　第一項に規定する場合において、候補者が社外監査役候補者（会社法施行規則第二条第三項第八号に規定する社外監査役候補者をいう。以下この項において同じ。）であるときは、参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

［一～五　略］

六　当該候補者が次のいずれかに該当することを当該会社が知っているときは、その旨

イ　［略］

ロ　当該会社の親会社等（自然人であるものに限る。以下ロ及びホ⑴において同じ。）であり、又は過去十年間に当該会社の親会社等であったことがあること。

ハ　当該会社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員であり、又は過去十年間に当該会社の特定関係事業者（当該会社の子会社を除く。）の業務執行者若しくは役員であったことがあること。

［ニ～ヘ　略］

［七・八　略］

（会計監査人の選任に関する議案）

第五条　株式の発行会社の取締役が会計監査人の選任に関する議案を提出する場合において、当該会社により、又は当該会社のために当該株式について議決権の代理行使の勧誘が行われるときは、参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

［一～五　略］

（会計参与の選任に関する議案）

第三条　［同上］

［一～四　同上］

［号を加える。］

五　［同上］

（監査役の選任に関する議案）

第四条　［同上］

［一～六　同上］

［号を加える。］

［号を加える。］

七～九　［同上］

2　［同上］

［一・二　同上］

三　候補者が過去五年間に当該他の者の業務執行者であったことを当該会社が知っているときは、当該他の者における地位及び担当

3　［同上］

［一～五　同上］

六　［同上］

イ　［同上］

ロ　当該会社の親会社等（自然人であるものに限る。以下ロ及びホ⑴において同じ。）であり、又は過去五年間に当該会社の親会社等であったことがあること。

ハ　当該会社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員であり、又は過去五年間に当該会社の特定関係事業者（当該会社の子会社を除く。）の業務執行者若しくは役員であったことがあること。

［ニ～ヘ　同上］

［七・八　同上］

（会計監査人の選任に関する議案）

第五条　［同上］

［一～五　同上］